

(第一類 第五号)

第八十四回国会 大蔵委員会 議録第七号

(1011)

昭和五十三年二月二十二日(水曜日)

午後六時開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 觀樹君

理事 坂口 力君

理事 愛知 和男君

理事 小淵 惠三君

理事 後藤田正晴君

理事 坂本三十次君

理事 原田 憲君

理事 村上 茂利君

理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君

理事 川口 大助君

理事 只松 祐治君

理事 貝沼 次郎君

理事 高橋 高望君

理事 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 稻村 利幸君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省理財局長 田中 敬君

大蔵省証券局長 山内 宏君

大蔵省銀行局長 徳田 博美君

大蔵省國際金融局長 弘昌君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

二月十八日

辞任

高橋 高望君

同月二十日

辞任

只松 祐治君

同日

辞任

藤田 高敏君

同月二十一日

辞任

荒木 宏君

同月二十二日

辞任

小平 忠君

同日

不破 哲三君

同日

高橋 高望君

補欠選任

小平 忠君

二月二十一日

石油税新設に関する請願(小宮山重四郎君紹介)

(第一三〇九号)

同(野中英二君紹介)(第一三七四号)

同(野呂恭一君紹介)(第一四〇三号)

同(天野光晴君紹介)(第一四二九号)

同(龜岡高夫君紹介)(第一四三〇号)

同(福田一君紹介)(第一四三二号)

同(渡辺栄一君紹介)(第一四三三号)

不公平税制の是正等に関する請願(岡田春夫君紹介)(第一三二〇号)

同外二件(北山愛郎君紹介)(第一三二二号)

同外二件(久保等君紹介)(第一三二二二号)

同外二件(栗林三郎君紹介)(第一三二三号)

同(沢田広君紹介)(第一三二四号)

同(嶋崎謙君紹介)(第一三一五号)

同外四件(新村勝雄君紹介)(第一三一六号)

同外二件(馬場昇君紹介)(第一三一七号)

同外一件(吉川喜一君紹介)(第一三一八号)

同(横山利秋君紹介)(第一三一九号)

同外三件(和田一郎君紹介)(第一三二〇号)

同外一件(田畑政一郎君紹介)(第一三七〇号)

同外一件(中西績介君紹介)(第一三七二一)

同(日野市朗君紹介)(第一三七二二)

同(受田新吉君紹介)(第一三九七号)

同外三件(北山愛郎君紹介)(第一三九八号)

同(沢田広君紹介)(第一三九九号)

同外二件(土井たか子君紹介)(第一四〇〇号)

同(中西績介君紹介)(第一四〇一)

同外一件(横山利秋君紹介)(第一四〇二)

同外二件(井上泉君紹介)(第一四〇三)

同(大橋敏雄君紹介)(第一四三四号)

同(大原亨君紹介)(第一四三五号)

同(加藤万吉君紹介)(第一四三六号)

同(古寺宏君紹介)(第一四三七号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第一四三八号)

同外一件(日野市朗君紹介)(第一四三九号)

同(宮地正介君紹介)(第一四四〇号)

同(横山利秋君紹介)(第一四四二)

川崎市の米陸軍印刷出版センター跡地の払い下げに関する請願(小林政子君紹介)(第一三六九号)

不公平税制の是正及び一般消費税の新設反対等に関する請願(塚田庄平君紹介)(第一三三七号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○大村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、有価証券取引税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 私は、当面する証券行政について若干御質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、総括的に大臣に伺いたいと思ひますが、いま低成長時代あるいはまた非常に深刻な経済危機、難局であります。こういう中で証券行政の諸問題、いろいろと転換を求められる大きな問題があるわけでありまして、特にそういう中で、二、三大臣としてどういふことを重点にお考えになつてゐるか、伺いたいと思ひます。

○村山國務大臣 いまちょうど日本もそうでございますし、世界もそうでございますが、石油ショック後の経済変動の調整下にあるわけでございます。特に日本だけについて申し上げますと、民間の資金需要はまだ低迷いたしておるわけでございます。片や貯蓄もまた相当高水準にあるわけでございまして、こういったことからいたしまして、資金の有効利用のことから考えまして、またわが国経済の急速な回復の問題から言ひましても、公共債を大きく発行していることは御承知のとおりでございます。

したがいまして、その問題を中心といたしまして公共債の市場、それにあわせて従来からの金融債なり事業債、こういうものが加わりまして公社債市場の拡大という問題、それからその円滑な機能という問題が一つ大きな問題であるわけでございます。そのことはまた同時に、日本が今後国際化をたどらなければならぬ時期に、長期的に見

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

昭和五十三年二月二十二日

ましてこの問題には留意しなければならぬと思つておるのでございまして、この公社債市場の育成、あるいはそれをまた有効に発行市場にその条件を移していくというような問題、さらには新しい投資家を開拓していく、個人消化の促進を図っていく、こういう問題がいま新しい問題として大きく登場しているわけでございします。

一方、株式市場の問題もございしますけれども、御承知のように、日本は自己資本比率が非常に少ないわけでございしますので、やはり株式市場の育成についても引き続き注意を払っていかねければならぬ。かようなところが大きな問題ではなからうか、かように思つております。

○伊藤(茂)委員 幾つか大臣御指摘になりましたので、大臣の御指摘を尊重しながら質問をしてまいりたいと思ひます。

大臣もおっしゃいましたように、最近の証券市場の特徴の一つは、一面では設備投資が停滞をしている、また設備投資の手控えが企業に依然として強い。そして、一面では企業の手元流動性が非常に高まっているという中で、それが産業構造の拡大再生産というよりも、余剰資金が収益性を求めながら公社債に流れていくという構造が大きいと思ひますし、この二、三年間の慢性的な構造になつていっていると思ひます。

そういう構造が続く限り、総理あるいは大蔵大臣が強調されている七％成長が日本の経済に新たな活力を与えるということは矛盾するわけであります。こういうものをことしの経済運営に当たつてどういう方向に改革をしていく、あるいは持つていくたいとお考えになつていられるのか。いかがでしょうか。

○村山国務大臣 当面の資金需要から申しますと、資金サイドから申しますとおっしゃるとおりでございまして、公共債を中心にしてやっておりますわけでございします。しかし、私たちが今度の予算編成方針でも述べましたように、これはやがては民間経済の活力を回復することに最大の重点があるのだ、そのための臨時異例の措置として考えて

おるといふことをたびたび申し上げたわけでございします。したがって、将来はむしろ民間の事業債、こういったものが大きく出てくることを望んでいるわけでございします。そしてまた、日本の資本市場あるいは公社債市場、まあ広く資本市場と申してもよろしいうございしますが、その国際的交流を考へることは、また別の意味で日本の経済の発展に役立つであろうということは当然予期されるわけでございします。

そういう意味で、今日は公共債の方に集まつておりますけれども、これをむしろ一つ大きな機会といたしまして、将来にも備えてこの公社債市場を育成してまいりたい、こういう含みで申し上げているつもりでございします。

○伊藤(茂)委員 大きいことは別にして、具体的なことをお伺ひいたします。

今度五〇％アップと税率を上げるというわけでありましたが、取引の現状から見ると、五〇％というのを御判断になつた根拠といひますか、どうお考えになつておりますか。

○大倉政府委員 今回有価証券取引税の負担の増加をお願いしたいと私も考えました背景は、当面の景気対策と矛盾しない範囲でおおできる限りの増収努力を尽くしたいということにあつたわけでございします。有価証券取引税は御承知のように、定率課税でございします。従量税のものに比べてある時期を置いて調整するというような角度からの負担増加を求めることはできないと思ひます。したがって、前回改正以後の市場の状況を考へながらなおかつ負担の増加を求めるとすれば、どの程度が妥当かというところでいろいろ議論いたしましたわけでございしますが、現在御審議をお願いしております案は、前回の上げ幅と同じ幅、つまり中心となります第二種の株式等の税率で申し上げますと、前回が〇・一五％アップでございしました。今回も同じ上げ幅ということで負担の増加をお願いすることにすれば、まあ市場に非常な悪影響を及ぼすことなしに負担していただけるのではないかとこの考へ方をとつたわけでござい

す。

○伊藤(茂)委員 私は、そういう判断をする場合に、現実の経済状況から見てもっと考へる必要があるのではないだろうかというふうに思ひます。ちよつとお伺ひいたしますが、現在の取引状況の中で、いずれにしろ個人株主あるいは個人投資の部分と比較をして、当然のことながら、いわゆる機関投資が非常に大きな比率を占めているというところになつていくわけでありまして、その辺、債券の種類によつても違つていますが、大まかな傾向としてどういふことになつていられるのか。また、そういう傾向から言ふならば、機関投資が非常に大きい、しかも企業の余剰資金が流れているというところから見れば、もっと高い負担能力があるのではないかというところも言えるのではないかと思ひますが、現状も含めてお答えください。

○山内政府委員 五十二年の株式の取引についてみますと、全体を一〇〇として、個人が四九・一％、それからいわゆる機関投資家と申しますものが二〇・五％ということになつております。個人投資家は、年次を追つて見ますと、やや減りきみといふこととございします。

○伊藤(茂)委員 私は、さつき主税局長が御説明になりましたが、一般的な証券の流通における低税率として取引税がある、そういう考へえならば、並行してこの流通過程におけるキャピタルゲインの面について課税があるという形があつて当然ではないだろうか。これは前のこの税制がつくられる改正の時点からの経過からしても、そういうことが言えるのではないだろうか。ですから、このような五〇％アップという形でおやりになること自体、私ももっと上げていいんじゃないかといふように思ひますが、政府がそういう形をとるならば、たとえば有価証券譲渡所得についての課税、私どもも何遍か指摘しておりますように、たとへば年間取引二十回以上、十萬株以上については課税をするとか、そういう考へが並行して出されていんじゃないかと考へますが、いかがでしょうか。

○大倉政府委員 個人の株式の譲渡益につきまして、現行法の制度は伊藤委員十分御承知のとおりでございまして、税制調査会での議論におきまして、やはり方向としてはこれを全面的に総合課税に移していくということが最も望ましい、この点については議論は一致しておりますと私は考へております。ただ問題は、果たしてそれを完全に執行し得る体制ができるかどうかが問題である。そのような体制整備がないままに、制度だけで全面的に課税ということになりますと、かえつて新しい不公平をもたらし危険があるということも指摘されておるわけでございまして、私どもかねてから、もう少し現在の全面非課税という枠の中で、しかし事業譲渡類似や、買ひ占めとか、あるいは頻繁な取引の結果生ずる利益については課税するというところを、段階的に強化する方法はないものかといふことで研究を続けてきております。

この一年間、関係局にも頼みまして、技術的な検討を続けてまいつたわけでございしますが、残念ながらこの通常国会に具体的な改正案を提示して御審議を願うといふところまで私どもの検討が進んでおりません。今後とも段階的に課税を強化するといふ方向での研究を続けてまいりたいといふふうに考へております。

○伊藤(茂)委員 それらのことは、別に税制に係して議論を深めてまいりたいと思ひます。また、いま強調されている税の不公平は正という観点からも、大胆な提起がなされるよう要望したいと思ひます。

当面の証券情勢に関連いたしまして、いま問題となつていふことを二、三お伺ひしたいと思ひますが、それは永大産業の問題です。

御承知のとおり、二十日ですか、会社更生法適用申請をしたということで、大きな社会問題になつていられるわけであります。

この中で幾つかの問題があるわけであります。一つは、大衆投資家の保護といふ問題があると思ひます。いろいろ社会的にも指摘をされてい

超える売りがあり、終わりが二十六円ですか、きょうは十四円になっているというふうな状況が生まれてくるわけであります。

この経過を見ますと、何か筋書きはできていた、売り逃げではないか、大口の売り逃げがあったのではないかなどと言われているわけであります。いままで興人とかその他の場合にもこういうことは指摘をされたわけでありますが、経過を見まして、大株主あるいは幹事証券会社とかメインバンクとかいうところでは、当然もともといろいろと詳しい情報を知っている。しかし一般大衆投資家の方はそれはわからない。いつも最終的にひどい目に遭うのは大衆投資家の方ではないかということが指摘をされております。そういう現象が今回も端的にあらわれているということだと思えます。

しかも報道を見ても、非常に私、心外に思いますのは、大和銀行とかあるいは永大の社長とかいうところが、実は一月下旬にそういう話が出ていたんだというふうな記者会見をしているようであります。さらには、昨年暮れあたりからことしの初めにかけて、そういう相談があったのではないだろうかというふうなことも新聞なんかでも言われているわけでありまして、それまでは当然ながら、一貫して経営上心配はありませんでした。いうことであったわけですが、後になってこういう発言も出てくる。私は、経営者としてもメインバンクとしても、あるいはまた証券行政上の問題としても、あり方の問題としていろいろと問題が起こっているのではないだろうか。何か聞くところによりますと、東証の理事長も調査をしていきたいというようなことを言われているようでありますが、これらについて大蔵省として、こういう経過あるいは問題点というものを詳細に調査をして対応措置をとることをお考えになっているかどうか。

○山内政府委員 一般的に申し上げますと、お説のとおり、一般投資家の保護ということにつきましては、これは証券取引法を預かっております証券

券局といたしまして、最重点項目として行わなければならないところでございます。そのために現在、有価証券の発行並びに流通市場におきまして投資家の判断、これが自主的に行われることのために十分な情報を提供するという意味で、ディスクロージャーの制度が逐次強化されてまいりましたことは御承知のとおりかと存じます。この点につきましては、今後といえども引き続き現在の企業内容開示の制度の着実な実施ということについて、われわれといたしまして十分な監督を講じてまいらなければならないというふうに考えます。

ただ、今回の事件のような場合に申し上げますと、やはり有価証券、特に株の売買といえますものは、投資家が自己の責任において行うというものが何と申しまして基本的な考え方でございます。これはディスクリージャーをいかに充実いたしまして、ある程度やむを得ない点があるかと思えます。

一般的にはそういうことでございますが、今回の永大産業の問題にしましては、従来から株の信用取引残高の動きにつきましてや異常な状態になっておるといことがございましたために、東京証券取引所及び日本証券金融、その両者におきまして、今後の売買状況いかによっては、売り残が非常に多くなって不足株の調達が困難になる可能性もあるということで、本年の一月二十八日以降、信用取引の委託保証金率を引き上げるという措置をとっております。

それから、その後御承知のような状態に相なりましてことに伴いまして、いわゆるインサイダー・トレーディングにおいて法律違反の事項がなかったかどうか、そういった点を中心にしたしまして、御指摘のとおり、目下証券取引所が中心になって調査をいたしております。こういった調査につきましては、基本的に資料が証券取引所に集中しておるとい関係もございまして、従来から証券取引所がまず中心になって検討してもらうとい

う体制にございますので、その推移を見ました上で、大蔵省としても所要の措置をとりたいというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 証券取引所の調査を見て大蔵省として、というお話がございました。私は調べてみますと、実際に合わないんだと思うのです。確かに東証の理事長が調査をしたいということ調査活動を行われているようであります。ただ、こういう問題の扱いを見ますと、いままでも大きな社会問題として、大型倒産の場合に何遍か同じようなことがございました。

たとえば東証で調査をするといいますが、調べてみますと、その根拠ですね、何か東証の定款の二十二条に書いてあるようですが、その中身も、そういう問題があったときに資料の提出あるいは提供を求めることができるというふうな段階にとどまっているということがあるようです。ですから、証券関係者に聞いてみますと、やはり取引所としてそういうことを調査をする、あるいは防止をする対策をどう講じていくのかということについての権限と能力が非常に弱いというのが、実態ではないかというふうに聞いているわけであります。

そういうことから考えますと、一面では証券取引法百八十九条、いまも局長が言われましたインサイダー・トレーディングの禁止という項目があるわけでありまして、システムとしてこういう問題をもう一度考えていくということがないと、何か大型倒産のたびに同じ問題が繰り返され、一般大衆投資家が泣き寝入りをしてやむやみになるという繰り返しの繰り返しではないか。そういう面では、もう一つ突っ込んだ検討をなさるべきではないかと思いますが、また、ぜひそうしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山内政府委員 仰せのように、証券取引所の調査といえますのは、それほど強大な権限を背景に負っているものではないわけでございます。ただ、これはもとと証券取引所なるものが自由な価格形成ができるために設けられたということが

基本になってございますので、そういった意味合いで、こういう特定の事情のことを必ずしも頭に置かない、そういう基本的な物の考え方に基づく規制であろうというふうに考えます。したがって、お説のように、場合によりましては私どもの方も証券取引所の方と協力をいたしながら、さらにこの問題の状況なりあるいは原因なりを突き詰めてまいることにはいたさなければならぬかというふうに考えている次第でございます。

○伊藤(茂)委員 今度の問題、今度の事件についてはいろいろな報道などを読みまして、あるいは評論などを見まして、大蔵省も、メインバンクの方も、大変クールな対応であったなどという評論があらちでなされているわけでありまして。クールであったかどうか、私は当事者でありませんからよくわかりませんが、そういうことが言われている。私は、やはりこういう問題について、いままで何遍も繰り返されてきたわけですから、証券局長も、並行してというのか、バックアップしてというのか、というふうなことも言われまして、もう一つやはり熱意を持って対応するということが必要ではないだろうか。

というのは、いずれにしろ皆さんの従業員、あるいは皆さんの下請業者、あるいは関連する消費者の皆さんの方々に非常に大きなショックと衝撃を与えるということもあるわけでありまして、一面ではまた、大衆投資家の保護という面もあるわけでありまして、何かそういういまお答えのあった以上に、さつき申し上げましたように東証の現在の能力、権限、それから何といたしても大蔵省が強力な監督権を持っておられるわけですから、もう一つシステムとして、こういうものをどうするかということを取引所の首脳部の方々と相談をするとか、検討をなさるとかということが必要なのではないかというふうに思うわけなんです、重ねて……。

○山内政府委員 やや理屈の順序で申し上げますと、誤解をいただいたかと思えますけれども、事務的な問題として検討いたしました場合

○伊藤(茂)委員　ぜひそうしていただきたいと思
います。

今日の状態の中で銀行経営のいろいろな問題もあります。逆ぎや現象が広がってくるとか、いろいろな問題があることも私も承知いたしております。しかし、いま深刻な不況、あるいは不況業種が広がっている構造不況とかということが指摘をされているという中で、何かイージーにそういう対応が進みますと、非常に大変な問題となってくる、また、深刻な社会問題が相次いで発生をするという危険も起こるのではないだろうかということを心配をするわけでありますで、そういう面での特に金融機関への指導なりをどうお考えになるかということをお伺いをしたい。

特に金融機関は、融資に当たりまして、それぞ
れいままでのノウハウもございますし、非常に
スペシャリストであるわけでございますから、取
引先の企業がただ危なくなつたからといって直ち
に融資を引き揚げるというようなことは、これは
現在最もやるべきことではないわけでございま
す。また、日ごろ金融機関に対して内部留保
ということを指示、指導してまいりましたのも、
こういうときに備えてでございますので、このよ
うな経済情勢のもとにおいては、私企業として
の限界までぎりぎり、健全な企業が金融の面だけ
で破綻することのないように指導してまいりたい
と思ひます。

○伊藤 茂 委員 先ほど指摘をしましたことは、今日多くの産業分野、企業におきまして深刻に受けとめられているのではないだろうかと思ひます。きょうの朝日新聞なんかを見ましても、銀行が情容赦なく一段と企業選別を強めるのではないだろうか、また、その裏には通貨当局の指導もあるんではないかというふうなことを書いておりますが、私もちよつとびっくりしたのは、各銀行の主なてこ入れ企業はどのどこがあるかというようなことを書いております。参考書きを見ますと、「ここていうテこ入れ企業は構造不況、人員

私は重大な問題ですから、個々にどうこうだともちろん申し上げませんが、やはりこういう報道なり何かを見て、いろいろな不安を非常に広げているという面もあるのだと思うのです。ですから、先ほどお答えもいたしましたが、やはり大きな社会問題として、あるいは深刻な不況の下における今後の経済運営のいわばベースにある重要な柱として、さらには、その企業に関連をする従業員雇用問題、さらにはそれに関連をする多額の国民大衆、消費者という観点から、きめ細かな対応策を強化していくということとが必要ではないだろうかということを痛感をすするわけであります。どう思われますか。

○村山国務大臣 おっしゃるとおりでございます。て、いやしくもこのような、非常にこれから景気をよくしようという、しかもそれが心理的な問題が大きく作用するこの局面におきまして、少しでもよい不安動揺を与えるということは、本当に慎まねばならぬことだと思わわけでございます。そういう意味におきまして私たちは、金融機関の公共性にもかんがみまして、こういうときにこそ金融機関の持っております金融力、あるいは持っております知識、そういうものを総動員させまして、そして個々の企業を支援することはもちろんの話でございますが、景気の回復に向かって着実に進んでまいりたい、かように決意している

次第でございます。
○伊藤(茂)委員 大臣の決意が述べられました
が、強力なかつ十分な対策をお願いしたいと思
います。

もう一つ永大産業に関連をいたしました、後でも指摘をしたいのですが、外債発行の問題との関連も言われております。永大産業が四十九年に一千万ドル、ユーロダラー市場で起債をいたしました、残高は三百万ドル、それは大和銀行の保証、そういうふう聞いておりますが、いま資本の国際的な流通関係がますます拡大をしていくだろう

は、四十九年の五月にユーロ市場におきまして一千万ドルの転換社債を発行いたしました。これにはおっしゃいますように大和銀行の保証がつけられておりますし、同時に、五十年以降買入れ消却が順次行われてまいりました。そこで、現在の残存額は三百万ドルに減っておりますけれども、その処理につきましては、会社及び保証銀行で詰めておりまして、保証銀行がその債務を履行して代位弁済することになろうかと思えます。したがって、海外におきますわが国企業全体の信用に関しましては、本件において何か悪影響があるというようなことはないのではないかと、とうふう

○伊藤(彦)委員 ついでに済みません、もう一つお伺いしたいのです。これも永大産業倒産の後の報道で、これを契機に公定歩合の引き下げを行うのではないか。何かきのうも郵政大臣がそれらしきことを、その時期は早いというようなことを言われたというふうなことを報道で見ましたが、前の興人の後のときにもたしか〇・五%の引き下げという現象が続いたという気がいたしますが、何かこの問題を契機にあるいは来月、再来月、三月、四月段階とかいう時期に、そのような政策上のお考えがあるかどうか伺いたい。

○村山國務大臣　いまのところそういう話は全く聞いておりませんし、また、そういうことを考えておりません。

○伊藤(茂)委員 何か新聞を読みますと、総理と日銀総裁も最後にとっておくといううなことを言われているようですが、また私どもも推移を見守っていききたいと思います。

話題を変えまして、先ほど大臣が当面する大きな問題ということでお触れになりました順番に従

いまして、次に、大量の公共債の発行という中で証券市場の問題ということで、二お伺いしたいと思ひます。

いずれにしろ、こういう状態が続きますと、何か銀行金融で言うクラウディングアウトの潜在的危険性、起債市場におけるそういうふうなことも考えられるということはないだろうか。政府のおっしゃる通りに、七%成長に向けて新たな資金の調達が必要になってくるというふうなことになるまいりますと、当然こういう構造が変わってこなければならぬ、あるいはまた、マーケットの育成が強力に進められなければならぬというふうなことだと思ひます。

やや具体的に伺いたいと思うのですが、国債、地方債などを含めまして、証券市場で実績として、たとえばこの一、二年どのような拡大規模になっているのか、あるいはまた、一般に考え方としてどういう対応をお考えになっているのか、それを伺いたいと思ひます。

○田中(蔵)政府委員 最初に、公共債の発行実績並びに見込みを申し上げたいと存じます。

公共債には、国債、政保債、それから政府関係の非政保債、いわゆる国鉄その他が出します縁故債がこれに当たりますが、そのほか地方債、この大きな四つを私どもは公共債と呼んでおります。

五十二年度の補正追加後の実績で申し上げますと、その総額は十八兆六千六百十二億円で、うち資金運用部で引き受けましますのが三兆八千七百四十九億、よって市中消化に依存しておるものが十四兆七千三百三十三億になっております。五十三年度の見込みでございますが、国債が十兆九千八百五十億、政府保証債が一兆三千六百億、それから政府関係非政保債が一兆七千七百億、地方債が六兆二千九百九十七億、新規発行ベースで計二十兆三千三百四十七億円となりまして、前年の補正後の実績に對しまして二七・二%の増、そのうち運用部が三兆三千三百七十二億引き受けましますので、市中の引受分は五十三年度見込み十六兆九千九百七十五億で、五十二年度実績見込みに對しまして三

六・五%増であります。

○伊藤(茂)委員 いま伺いましたが、いずれにしろ急速な増加傾向にあると思ひます。幾つか具体策を御検討にもなっているように思ひます。それから私どもも大いに勉強しなければならぬと思ひます。いずれ特例債に関連する議論のときにそういうようなことは深めたいと思つておりますから、具体的に公共債の管理運営政策とか、あるいは金利の弾力性の問題とか、債券の多様化の問題とかというようなことは別に伺いたいと思ひます。

考え方の手順といひますか、大体どういうふうを検討して、また、どういうふうに進められて実施に移していくという仕組みをお考えになり、あるいは実行されているのか。また国債の銀行窓販問題もあります。これもいま一時休戦というふうな状態で、微妙な状態のようですが、細かに御質問することは遠慮したいと思ひますが、これら全体についてどういう仕組みとどういふ見通しで対応されているのかということだけ伺つておきたいと思ひます。

○田中(蔵)政府委員 主として国債の管理政策の面から申し上げますと、先般大蔵省が予算委員会に御提出しました財政収支試算にも見られますように、今後相当期間大量の国債発行、あわせて公共債の発行という時代が続くものと思ひます。これにつきましては、いまの国債の消化あるいは公共債の消化というものが、シ団引受方式によりまして、大部分が市中金融機関に保有されるという状況になってまいります。そういういたしますと、市中金融機関の資金ポジション、あるいは収益面に及ぼす影響というものが非常に大きくなってまいります。そういういたしますと、そこから何が出てまいりますかと、資金ポジションの改善あるいは収益の改善ということから、国債流動化圧力が非常に強くなってくる。この国債流動化が強い場合、その受け皿としての公社債市場というものをどういふふうに進めていくかということ、この公社債市場の整備拡大というものが、今

後の国債、公共債管理政策にとって非常に大きな問題になると思ひます。

その意味におきましては、公社債市場の整備というものを第一主眼点に置きまして、そのほか、これだけの大量の公共債が発行されるにつきましましては、いま委員が御指摘になりましたような、消化促進のためにそれぞれの需要家のニーズに合った債券の発行、いわゆる多様化という言葉で言われておりますが、多様化でございますとか、発行条件の弾力化でございますとか、あるいはまた、将来の借りかえ負担、いわゆる国債の財政面からいたします将来の償還計画、償還財源の計画的積み立て、あるいはまた流動化の阻害要因になっております国債の借りかえ方式の改善とか、いろいろ考えられるわけでございますが、さしあたっては、公社債市場の整備、あるいは個人消化の促進その他のいろいろの手法というものを当面の問題として考えてまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 その具体的な諸問題につきましましては、また、特例債に関する議論のときの楽しみにしていきたくと思ひます。

もう一つだけ伺いたいと思ひますが、外債の關係です。先ほど大臣も触れられました、今後の証券市場において新しい特徴として広がっているわけでありまして、その中で、資本を日本に求める面あるいは外に求める面、両面の交流があるわけでありまして、そういう中で最近、円建て債が非常に急速に増加をしているということも新しい特徴になっております。また大蔵省の方が、七%成長もあり外国からの要望もあり、至上命令というふうな気持ちで積極的に推進をされていくというふうなこともいろいろと論評では伺うわけでありまして。

まず、その具体的な状況を伺いたいのですが、何か資料によりまして、五十年、五十二年、五十二年、さらに今年に入つて五十二年一月一四月の認可というものを追々見ましても、ことし一月から四月までの分でも昨年度の実績と同様ではないかとか、上回っているのではないかとかというふうな

ことが言われておりますし、何か報道でも、ちょっと調査によつて数字も違ふわけですが、どの程度のことを見込んでおられるのかをお聞きしたい。

○田中(蔵)政府委員 円建て外債で日本が発行されておりますもの実績のお尋ねであらうかと思ひますが、五十一年度におきましては六銘柄で六百二十億円でございました。五十二年度は、まだ一月末までのところでございますけれども、二十二銘柄、三千七百四十億円という非常に大量に発行がされたわけでございます。なお、あと五十二年度といたしましては二カ月残つておりますが、二月に約九百億円、それから三月に、これはまだ話が進行中でございますのではつきりはわかりませんが、一、千億円を上回るのではなからうかと考えておりますので、仮にこの両方、二月、三月を合わせまして九千二百億円といたしますと、五十二年度には五千七百億程度出るのではなからうか。したがって、昨年の六百二十億に比べますと非常に増加するという見込みでございます。

○伊藤(茂)委員 これから先も当面はこういうテンポで広がる、増加をしていくという見通しですか。

○田中(蔵)政府委員 この円建て外債の発行という問題は、実は全く海外の金利と日本の金利がどうなるかということでございます。実は五十二年の初めごろもわれわれは、円建て外債がもつと日本に出てほしいというふうな考えでございました。ところが、その当時は金利が何分高かったものでございまして、さっぱり出なかったわけでございまして、夏以後長期金利が下がつてまいりましたので、急激に出ることになったわけでございまして、私どももいたしましては、日本の資本市場の発達のために、今後とも円建て外債が大量に出てもらうことが望ましいと考へておりますけれども、先行きどうなるかということにつきましては、全く金利の状況によると申し上げる以外はないのではないかと、かように考へております。

○伊藤(茂)委員 先行きのことはしかとわからぬというお話でございましたが、いずれにしろ私は、資金が出ていく面も入ってくる面も含めまして、これから日本の経済にとって非常にウェイトが高まっていることだろと思うしています。また、この円建て外債の拡大にいたしても、先進国あるいは中位発展国といいますが、そういう中での非常にかたい事業といふものから、低開発諸国その他いろんなところに、銘柄の内容を見ましても枠が全体に広がっていくという傾向になつてくると思ひます。そういうことを考えますと、単に七%成長とかあるいは円高とかというふうな観点、あるいは経常収支を改善する要望とかというこのほかに、日本の海外経済協力全般のことにもいろいろと影響してくるというふうな問題が起つてくると思ひます。また、内容が広がつてまいりますと、場合によつては何か新しいリスクが発生するということも避けられないかもしれません。

そういうことを考えますと、やはり何かこういう通貨の国際流通の方向の中で、この辺でこういうものをどう政府の政策として見通していくのか、あるいはまた、どういうふうにかつこういふものをお互いの経済発展のためにコントロールしていくのかとか、そういう一定の考え方はあるいは一定の論理といひますか秩序といひますか、そういうものが必要になつてきている時期ではないだらうか。そうしますと、これはほかの省庁との関係もございまして、ただ、今日の状況を見ますと、これからの拡大をする傾向を考へましても、そういうことが必要ではないだらうか。少しじっくり検討して、大枠を立ててこれらを処理していくということが必要ではないかと思ひますが、どうお考えになっておりますか。

○且政府委員 確かにおっしゃいますように、今後市場が拡大いたしますけれども、いろいろ問題が生ずるであらうと思ひます。ただいまのところ、日本で円建て債を出しておりますのは、外国政府、それから世界銀行のような国際金融機

関、また外国の地方政府も入っておりますが、そういうものに限られておりますので、その点で、信用の面等におきまして余り問題はないのではないかとこのように考へておりますが、今後もし仮に民間の会社が日本で円建て債を出すというふうなことになるてきますと、またいろいろ問題があるかと思ひます。

おっしゃいますように、長い目で見て今後どういうふうにするかを考へていくのかということにつきましても、大蔵省の中におきましても、関係局によりましていろいろ検討していくべき問題であらう、かように考へております。

○伊藤(茂)委員 並行した問題で、これは報道を見ますと、東南アジア諸国あるいはアラブの産油国などの中央銀行が、日本の国債、金融債などを買つて円資産を持つていくというふうな傾向が強まつていくというふうなことを聞くわけでありま

す。また、市中銀行の調査では、現状でも最低四十億ドル、一兆円を上回つていく程度になつていくのではないかと考へられておるわけでありま

す。その辺をどう考へられておるのか、あるいは、そういう傾向が強まってくるのか、あるいは、どの程度の規模が現状存在するののか。また、こういう傾向の中で、価値の低下する危険性のあるドルから円への逃避を考へていき、またドル安に拍車がかかるという心配がないかなどということも考へられて

いるわけでありま

すけれども、その点どう考へて

うことにつ

きましては、お互いに非常にそれは外に出した

がらないこと

でござい

ます。非常

にデリ

ケートな

問題でござ

いますけれども、総合課税化できない、阻んでいる問題というのは執行上一体どういう問題があるのか、ちよつと御説明を願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 最大の問題は、いかにして真正の名義を確認するかということでございます。二番目に、真正の名義を確認できた上でなおかつ、それを各種の金融機関を通じての総合名寄せというものを現実的にいかなる手段を講ずれば可能になるかという、その二点が一番大きな問題であらうかと考へております。

○佐藤(健)委員 これはたしか私も有価証券取引税じゃなかったかと思ひますけれども、かつてキヤピタルゲイン課税のときにかなり議論をした覚えがあるのでありますが、いまの大倉主税局長の御答弁というのは、たしかそのときも変わつてなかつた。そのときは主税局長じゃなかつたかと思ひますけれども、いずれにしろ大蔵省の言われて

層推進することが必要であると考えらる。」ということに対して、担当部局は恐らく主税局になるのかと思ひますが、一体どういう検討をしているのか。それが果たして、じゃ五十五年まで待てばその答えが具体的に出来るのか。いま局長が言われた真正の名義を確認すること、そして全国の金融機関の総合名寄せができるということが、五十五年になれば絶対できるのかどうなのか。その点はいかがでございますか。

○大倉政府委員 具体的、専門的な検討が必要だといふ御指摘を受けまして、ただいま私どもの方では部内で、国税庁を入れまして、完全名寄せのためにどういう手段が最も効率的であろうかといふ勉強を続けております。同時に、ごく非公式でございましてけれども、全国銀行協会の方で専門家でひとつ勉強してほしいということもお願いしております。先方もかなり詰めた勉強をしてくださっておりますが、ある時期に双方の勉強を一度ドッキングいたしまして、なお具体的に検討を続けていきたいと思います。

そこで、五十五年に期限切れになるまでにこれらの作業が完全に仕上がるかという点につきましては、率直に申し上げましてはつきりした自信をいま私自身は持っておりません。と申しますのは、一つの例で申しまして、郵便貯金が普通貯金だけをオンライン化しようという話を始めましてから、近く全国的にできると思ひますけれども、ほぼ八年かかっております。したがひまして、完全名寄せの場合には、各金融機関がそれぞれに全店名寄せをいたしますには、金融機関すべてを総合した名寄せのための電算システムというものが一体、どれくらい費用がかかり、また、それを行って見た結果のメリットというものがどう利用できるであろうかといふことをいま勉強しているわけでございますが、それがこの二年有余の間に完全に動かし始めるといふことまで申し上げる自信は、率直なところございませぬ。

○佐藤(観)委員 私、具体的にやろうと思つた

ら納税者番号とか、これでも恐らくいま局長が言われた真正の名義を確認するのにもなかなかむずかしいという答えが返ってくると思うのでありますけれども、いずれにしろこれはなかなか大きな討議になる問題だと思ふのです。こういう問題も含めて、かなり具体的に進めたいことにはいかぬだろうと思ふのであります。

それで大臣、いかがですか、大臣もかなり細かいことよく御存じだから、御存じの上で政治的な発言として、五十五年末までは総合課税にしない、現行分離課税の体制というのはいま得ないのだといふように、かなり事務的なむずかしさも十分御存じの上でなおかつ、五十五年末までに何かひとつ答えを出したいと言われたのだと私は見ているのでありますけれども、いま局長御答弁があったように、なかなか事務的なむずかしさ点があるわけでありまして、なおかつ五十五年までに何とか前進をさせたい。実は、これが五十五年でありまして、私はこれは長く研究していろいろの答えが出るという性格のものではないと思ふのです。大蔵省の能力をもつてすれば、ひとつ一年で結論を出そうと思へばできない問題じゃないと私は思ふのです。やれるかやれないかは、一年で結論を出そうと思へば、いまの大蔵省の能力から言へば私は結論が出せると思ふのです。そういうことを踏まえて、大臣が予算委員会なりいま御答弁をいただいた、五十五年末までに何かひとつ答えを出したいというのは、いまの局長の御答弁からいくと、残念ながらなかなかむずかしいのじゃないかという気がするのであります。その点を再度お伺いしたいと思います。

○村山山務大臣 私もそのむずかしさはよく知つてゐるわけでございます。しかし、この問題はかねて、税の公平という見地からせむともやり遂げなくてはならぬといふことで、しばしば当委員会からも御指摘を受けているわけでございますが、何とかしてやり遂げてみたいという気持ちをあらわしたわけでございます。

いま主税局長から、いろいろな点で検討してい

るということでございますが、その場合に一体どういふことになるのか。いまの三五%というものの、それと少額貯蓄との関係、あるいは郵便貯金との関係、こういったものを総合的に考えて、総合するときにどんな仕組みで、そしてまたどんな制度を残しあるいは廃止していくのか、そういう問題と相関連しながらこの問題を進めねばならぬと思つてゐるわけでございます。私も決して容易なことではないといふことは十分知つてゐるわけでございますけれども、総合に持つていきたい、少なくとも数歩の前進はしたい、こういう気持ちでこの前述べたところでございます。

○佐藤(観)委員 前進をさせたいといふお気持ちにはよしとして買つておきたいとして、主税局長にお伺いしておきますが、非常に重要な問題です。これは具体的に詰めていくのか。私は、何と五十五年末と税調が言つてゐるから五十五年末までのんびりやればいいという問題ではないと思ふのです。これから増徴しようという全体的な中で、利子配当の総合課税化というのは、思想としてわかつて技術的にできない、徴収面でできない、執行面でできないといふ問題でありますから、なかなか国民の中に不満が多いわけですね。その意味で私は、五十五年末と言つてゐるのを、これはかなり技術的な問題ですから、さらに詰めてやろうと思へばできるのではないかと思ふのです。一体頭の中でどういふスケジュールでこの問題の解決をしていくかといふのか。いま言われた全銀協の答えも、一体いつぐらいに答えを出そうとしていらっしゃるのか、その辺のスケジュール的なことをちょっと御説明いただきたいのです。

○大倉政府委員 なかなか決定的なスケジュールといふものを公式の場所でお話しできるだけの用意がまだできておりませんけれども、私が個人的に前々から考えておりますのは、先ほど申し上げましたような準備作業をできるだけ早く終わります。まず双方の立場、意見を率直に交換してみよう。つまり先方の場合に、あえて申し上げますと、たとえば銀行の本来の営業から申しますと、利子課税上一番問題になります定期預金のようなものを全店名寄せする必然性は営業上はないわけでございます。つまり、普通預金であれば、他店払いをするためにオンラインの総合をすることは先方のメリットにもなるのだらうと思ひますけれども、定期預金を全部本店で総合して名寄せしなければならぬ必然性が営業上ない。それをあえてやつてもらいたいといふことでいま勉強してもらつておるといふことでございまして、やるとすれば一体どれくらいの手数がかかるのであらうか、また、銀行がそういうコストを負担してもらへる限界はどこであらうかといふことでございまして、同時に、それを資料としてどの程度こちらに提供してもらへるかといふことでございまして、それからあわせて、とにかくできるだけ早く第一的な意見交換をまず、できれば本年の夏ごろまでにはできる態勢に持つていきたい。そこでお互いにかくなるむずかしさを持つておるかといふことを踏まえた上で、こちらからの要望も改めて、先方から私どもに対する要望も聞いてみるということがまず必要であらうかと考えております。

同時に、それをやり出すときには、まだそこま

であえて私申し上げませんけれども、やはり少額貯蓄の優遇制度とかあるいは郵便貯金の非課税制度といふものを現行のまゝにしておいてはどうしていいのだらう。しかし、これは恐らく国会でも相当の御議論があるであらう問題でございますから、そのような準備作業の終えました上で、中間的にでも国会に何らかの方法で、少額貯蓄の優遇なり郵便貯金の制度なりといふものを、総合課税のためにいかにいふところを直さなくてはならないと思ひますといふことをまず申し上げてみたい。どのような御判断をいただけるのか、それらを踏まえて次の作業に移りたいと思つておりますので、まだ明確な何月何日にいふことを、何月何日に電算機といふふうなところまでとて私の頭の中にもないといふ状況でございます。

○佐藤(観)委員 本日に、非常に珍しく積極的な御発言を久しぶりに大蔵委員会で聞いたわけでありますが、私たちの頭の中にも、少額貯蓄の非課税の問題、郵便貯金の非課税の問題、これをひっくり返して実態はあるわけでございますので、ひとつそういうことで、いま一応スケジュール的には夏ごろという具体的な話が出ましたので、大臣も主税局長を十分督励をし、ぜひこれは全国民的に非常に関係の深い問題でありますので督励をしてやってもらいたい、また国会にも御報告をいただきたいということを確意をさせていただきたいと思ひます。

○村山國務大臣 私はいま佐藤委員のおっしゃったのと全く同じ気持ちでございます。主税局長等督励し、一緒になってこの問題の実現に努めてまいりたい、かように思っております。

○佐藤(観)委員 次に、キャピタルゲイン課税の問題なんですけれども、あらかじめお断りしておきますけれども、私はもしキャピタルゲイン課税が技術的に執行的に可能ならば、これはやはりキャピタルロスも考えなければいかぬだろうと思つてゐるのであります。これは一つそれを前提としていたしてお伺いするのでありますけれども、キャピタルゲイン課税が行われ得ない——これは当然行われ得ない一つの理由かと思つてゐるんですが、行われ得ない一つの理由かと思つてゐるんですが、いま論議しておるいわゆる把握体制の問題です。この問題の未整備のためにキャピタルゲイン課税がロスも含めまして、下手をするとキャピタルロスばかりが申告されるのじゃないかというようなこともあつてできないというふうに理解してよろしうございますか。

○大倉政府委員 キャピタルロスの問題は、まさしく佐藤委員おっしゃいますように、一つの非常に重要な問題でございます。いたがしまして、全面的に総合課税という体制になります場合には、当然キャピタルロスも所得から差し引くということが必要になるかと思ひます。ただ、それを他の所得からも引くのか、あるいはキャピタルゲイン

という枠の中で引くのかという点には、それは全面総合課税ができるときにあわせて一緒に議論をするということとで処理が可能な問題であらうと考えております。やはり一番むずかしい問題は、特に配当金にむずかしいのは、真正名義の確認でございます。その真正名義につきまして、一体どういう手段があるのか、またどの程度の資料化を各方面からの御協力があったらいいのかというところに最大のむずかしさがあるように考へております。

○佐藤(観)委員 それにあわせてお伺いしておきたいのは、いまの所得税法に五十四回、二十万株以上の売買については総合課税として申告しなさいという制度があります。私の聞くところ、この五十回以上及び二十万株以上というのは余り使われていないんじゃないか、つまり確定申告、これがなされてゐるというのはいさゝか余りないんじゃないか。一体主税局の方では、私は過去五十一回株の売買をしまして、やったのは二十五万株ですと言つてもうかつた分だけ申告をしたというのは、皆さんの方で一体どのくらいの数をつかんでいらつしやるのですか。

○大倉政府委員 ちょっと申しわけございませんが、きょうその御質問を予期しておりませんでしたが、そので手元に資料がございますのと、国税庁からお答えをした方がよいと思ひますので、できますれば別の機会にお答えをさせていただきますと思ひます。

○佐藤(観)委員 それでは、それはまた後で若干触れさせていただきますとして、少し先に話を進めま

す。主税局の私たちに對する御説明では、十分キャピタルゲイン課税ができないので、したがつて、流通税であるところの有価証券取引税について、キャピタルゲイン課税が十分把握されない、課税をされないことを含めて、有価証券取引税でカバーをしてゐるという御説明を私は個人的にお伺ひしたのであります。カバーをしてゐると言つたつて、まるまるすべてがそうだという意

味ではなくて、それを合めて流通税としての有価証券取引税というのは考へてゐるというふうに私は聞いたのでありますけれども、そういうことはございせんか。そしてさらに話を進めれば、それはキャピタルゲイン課税というものができたときに一体流通税というのはいまのままの体制、税率、課税品目なのかどうなのか。

○大倉政府委員 前段でございますが、キャピタルゲイン課税ができないからというふうにも申し上げたと思ひます。や言葉が足りなかつたのだらうと思ひます。経緯としまして、キャピタルゲインを原則非課税にしたときに有価証券取引税ができたという経緯は確かにあるわけでございますが、それ以来二十数年たちまして、現在の税制としましては、やはりキャピタルゲイン問題と有価証券取引税というものは、税制としては別のものであるというふうに考へるべきであらう。と申しますのは、これは釈迦に説法でございますが、法人の譲渡についてはもちろん法人税がかかりますが、法の益があれば、しかし同時に、流通に關する取引税も負担していただくということでございます。取引税は負担していただくこととございまして、やはり税としては別のものであるというふうにして、やはり税としましては別のものであるというふうにして考へるべきであると思ひます。その意味では、将来仮にそのキャピタルゲイン、個人のキャピタルゲインが全面的な総合課税に移行する時期が参りまして、やはりそれなうに考へる必要はないだらうと、個人的には私そのように考へております。

○佐藤(観)委員 次に、いろいろな問題があるの

でありますが、簡単な問題から片づけておきたいと思ふのであります。昨年当委員会が野村証券の債券、株券を保管してゐる倉庫——倉庫と言つたらいけないのかな、やはり倉庫だと思ふのですが、視察に行つて、みんな三億円の株券とかなんとかを見たわけでありま

すけれども、野村証券ですらとてもあの債券類、有価証券類を、混蔵保管を許されてももう手

いっぱいだ。ましてや、これからさらに国債が発行されるということになると、保管の問題が野村証券ですら大変だということ、委員各位も御存じのとおりなものであります。ましてや中小の証券会社におきましては、有価証券が廊下に野積みされてゐるというような話も私は聞いてゐるわけでありま

す。とにかくこれは行政的というよりもまさに物理的な問題でありまして、有価証券という非常に高価なるものがそういうような保管ではいかぬだらうというところは、そう論議する必要もないと思ふのでありますけれども、一体これに對して——利札の切り方の問題について私は去年も質問したのでありますけれども、一つは、利札の切り方の方向性をせめて同一にしたらどうか、大ききも一緒にしたらどうか、これは必ずしも証券局だけの問題ではないけれども、具体的な方法としてひとつ提案したのであります。その辺が一体どうなつてゐるかという問題。

それから、原則として混蔵保管が許されておりますけれども、これ以上株券あるいは有価証券という、つまり紙に印刷したものを発行していったら、兜町にある中小証券会社の倉庫ではとても無理だという物理的な問題がある。証券界ではペーパーライシスという言葉が定着してゐるくらい紙の脅威というのは問題になつて、公社債等を一括登録制度にしたらどうかといううな、つまりペーパーレスの問題が上つてゐるわけですね。これもかなり限度に來てゐる問題でありますから、早急に何か考へなければいかぬと思ふのであります。このペーパーライシスに對する大蔵省の対応はどうかになるものでございましょうか。

○山内政府委員 御指摘のとおり、ややじみな話ではございませ

せんで、たとえば現に東京証券取引所におきまして、部分的な株券の振りかえ制度を実施するとか、あるいは先ほど御指摘のありましたように、保護預かりの債券につきまして混蔵保管の制度を認めるとか、あるいは債券の大ききについて規格を三種類程度に統一をしようという運動が行われるとか、各種の手段をとってまいったわけでございます。ただこの問題は、根本的な解決といたしますと、いま申しましたような方法ではなかなか十分ではない。御指摘のとおり、やはりある程度紙から問題を切り離すということと考えまないと、根本的な解決にはならないというふうに考えます。

そういうふうな考え方に基づきまして、現在のところ幾つかの考え方が次第に議論されつつあるわけでございます。

具体的に申し上げますと、五十二年の四月に東京証券取引所とあるいは日本証券業協会とかその他そういったところが中心になりまして、有価証券関係業務の合理化についてという報告書を出してございます。この報告書の中身は、受寄機関を設けまして、寄託を受けた証券については全部その受寄機関の名義に変えて、しかる上でペーパーレスの方向に次第に進んでいくという物の考え方でございます。

また、やはり東京証券取引所を中心としたしまして、株券振替制度懇談会というのがございます。ほぼ同種の物の考え方から、ペーパーレスの方向に進んでいくかどうかという議論が始められております。

ただ、そういう物の考え方にもなおかなり多くの問題点がございます。たとえば受寄機関に全部寄託をして名義を変えてしまふということになりますと、真実の株主が議決権を行使するあるいは配当を受け取るというふうなときに一体どういふふうな手続を講ずればよろしいのか、あるいは真実の株主がそれを担保に供しようとする場合に一体どういふ手続を講ずればいいのか、そこら辺は、技術上の問題もありますれば、法律上の解決

を要する問題もあらうかと思ひます。なおまた、そういう形で真実の株主のお名前が隠れてしまふものでございまして、それを発行会社の株主としていかにディスクローズするかというふうな問題もございします。

そういった問題を一つ一つ片づけてまいりませんと、なかなか基本的な問題の解決にはならないというのが一つと、それからもう一つ具体的な問題といたしましては、株券なら株券だけ、債券なら債券だけでやるのか、両者一緒に一斉にやるといふことにするのか。もし株券だけでございしますと、比較的関係者の範囲も狭うございします。問題が進めやすいわけでございますが、債券まで含めるということになりますと、やはり金融機関とか信託会社とかそういったものとの調整も必要になってまいることとございします。

私どもといたしましては、できるだけ基本的な物の考え方の方で、なるべく早い時期に結論が出るのであれば、そちらの方に向かって推進をいたしたいと思ひますけれども、いま申しましたように、債券まで含めるとなるとかなり時間と手間がかかるというところであります。ある時期におきましては、株券だけで見切り発車をするということも考えなければならぬかと思ひております。その辺のところは、先ほど申しましたような問題点の解決を含めまして、今後引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 私がいまお話ししましたように、かなり中小証券にはペーパーライシスの問題は差し迫った問題として、高度の行政的な問題というよりも物理的な問題として、倉庫を拡張すればいいというふうな余地もないところですからね、しかも中身は有価証券だけに、そう座視できない問題です。いまの局長の御答弁について、いつごろ具体的に時期的には目標を置いてやっていくというスケジュールをおっしゃってくだい。

○山内政府委員 スケジュールの点は、先ほど申しましたように、債券まで含めてやるか、とり

あえず株券だけで発足をするかというところにも大きくかかってございします。

それから、先ほど申しましたように、いずれにいたしましても、そういったペーパーレスの方向に向かうといたしますと、証取法ないしは商法の改正の問題もございします。そこら辺のところは、なおやや時間のかかる問題かと思ひております。

できるだけ早い時期に、私どもの考え方といたしましては、何らかの草案的なものを世の中に公にして、それを中心にして少し議論を進めていただくという方向にいたしたらいかがかと考えております。

なお、先ほど申しました懇談会の中で専門部会をつくりまして、その専門部会の作業がかなり進んでおりまして、その専門部会の議論としては、できれば三月ごろまでには、そういった意味での草案のさらにたたき台でございしますが、そういったものをつくってみたいという希望がございします。それに対しては、なお行政当局の方の議論あるいは金融機関サイドの議論、そういったものが十分に織り込まれておりませんので、その辺のところを総合しました上で、先ほど申しましたような形で世の中に草案を問うてみたいというふうに考えている次第でございします。

○佐藤(観)委員 せめて山内局長時代に具体的にペーパーレス、やり方としてはペーパーレスしかないと思うのでありますけれども、実現をさしてもらいたい。確かに商法の問題、特に担保の問題が大きな問題です。その他いろいろありますので、私もそんなに簡単だと思ひてゐるわけじゃないが、とにかくもう置くところがないというので、すからね、物が物だけに、一日も早くこれは結論を出さなければいかぬ問題だと思ひてゐるわけでありまして、そういった意味で、ひとつ局長のより一層の御精進をこころは監視をしていきたいと思ひております。

次に、最近現先市場が非常にふえているわけでありまして、その中で特に自己現先が非常

な伸び率を示している。一番最近もらった十二月の資料では、委託現先の倍を超えているという状況になっているわけですね。これは一体どういう状況から自己現先が委託現先の倍を超えるというふうな大きな額になってきているのか、ちょっとその辺の状況を御説明をいただきたいと思ひております。

○山内政府委員 自己現先につきましては、御指摘のとおり、五十一年から五十二年にかけましてかなり急激な増加を見ております。

この原因は、最近の金融情勢の変化に伴ひまして、一般事業法人を中心としたしまして、かなり資金的に余裕のある法人が一方にある。他方、これに対応いたしまして、事業法人なり金融機関ないしは証券会社なりそういったところで資金需要がある。その両者の間を取り持つ、現在日本の金融市場にはまだ必ずしも十分に発達をいたしていませんところの短期市場を補うものとして、最近非常に急激に大きくなってきたというふうな承知をいたしております。

○佐藤(観)委員 まあ短期金融市場を補うのでありますけれども、急激に、特に五十二年に入ってから一兆円を超すような大台に乗って、十二月は自己現先が二兆一千億、それに対して委託現先が一兆を割るというふうな状況になっている。委託はある程度落ちついた水準になっているのに、どうして自己現先がこれだけ大きな額の伸びになっているのですか。

○山内政府委員 大変親切な型のごことで申し上げます。やはりそれぞれの市場関係者のニーズによるものだというふうに考えられるわけでございますが、委託現先につきましては、御指摘のよう最近特に増加はいたしてございせん。ほぼ従来の形のままで推移をいたしてございまして、それに対して自己現先が、御指摘のような形の増加を示しておる。その点につきましては、理由といたしましては、先ほど申し上げましたようなこととございしますが、私どもといたしましては、自己現先がこれ以上非常に急激に大きくなるという

ことにつきましては、将来の金融情勢の変動次第によりましては、証券業者にとつてみてかなり経営上の大きな負担になる可能性があるということを考えて、その点の規制を昨年の十二月に決めた上で、ことしの一月一日から施行しておるということでございますので、今後そういった方向につきましては、やや制御されるということになるかと思ひます。

○佐藤(観)委員 どうもよく御説明がわからぬと思うのですがね。

要するに、恐らく局長の言いたいことは——自己現先というのは、証券会社がみずから持つてゐる債券を形式上は売って現金にかえるということ、三カ月なり六カ月先に買戻すという条件つきで現先を市場に出すわけですね。それでは、どうして委託の方はそんなに約一兆円台の、一兆二千億とか一兆三千億程度ですと来ているのに、証券会社の自己現先、つまり証券会社の持つてゐる債券だけが——もちろんこれは、踊り場のよう

に、人から買ったものを少しの間持つていて、そして出すということもありましようけれども、どうして自己現先だけ、証券会社のものでこれだけ大きな数字に推移をしてきたのか。とりわけ七月、八月ぐらゐから急激に、特に八月が一兆九千億、九月が一兆八千億と二兆円に近づいて、十一月が一兆六千六百十三億、そして十二月が一兆一千億というふうに、どうして証券会社の債券を使った現先がこれだけ伸びているのか。委託も同じように伸びているなら、これはある程度わからないわけではないのですが、どうして自己現先だけがこういうすごい伸びになつてきているのか。どうもその辺がいまの御答弁では理解し切らないのですかね。

○山内政府委員 証券業者の自己現先について申し上げますと、これはやや釈迦に説法になりますけれども、株式の場合と違ひまして、かなり大きなロットの取引でございますし、かつ債券の種目も多いというふうなことがございまして、直ちに委託でもって右から左へ渡すということはなかなか

かできづらゐる性格のものでございます。そういう意味合ひで、債券につきましてはある程度ランニングストックを持たざるを得ないという状態でございます。そういうことになりまして、公社債の売買額が増加をいたしますに従ひまして、それに対応するランニングストックもある程度大きくならざるを得ないということでございます。

数字を見ますと、公社債の総売買高が、五十一年には六十七兆余りでございましたが、五十二年はそれが百二十兆近くになつております。それに対応いたしまして、自己現先の残高も、五十一年は約八千億でございましたが、五十二年には二兆一千億という形でございますので、その間証券業者のランニングストックという観点から申しま

するならば、ややふえておるといふ感じのものであろうかというふうに考へております。

○佐藤(観)委員 そこで、もう少し資料的に伺ひたいのは、一体その現先をやつてゐるのは証券会社の中でどのくらいあるのですか。何社ぐらゐあるのですか。

○山内政府委員 正確な数字を持ち合わせておりませんが、大体小さなもので合致させますと百社近くにならうかと思ひます。

○佐藤(観)委員 それは全く少ない数字をやつてればまあ百社もあるかなと思ふのですがね。私の聞いている範囲では、主にやつてゐるのは三十社、そのうち扱い高大体七五%が証券大手四社に集中してゐると私は聞いてゐるのでありますが、間違ひありませんか。

○山内政府委員 公社債の売買そのものがやはりどういたしまして、先ほど申しますようにかなり大きなロット、したがって大きな資金を要するといふふうなことでございますので、おのずから大手の方に集中をいたします。それに対応いたしまして御指摘のとおり、現先そのものもやはり大手に集中をいたしております。

の価格が四社によつてかき回される、攪乱される、あるいは四社の思惑とまで言つたら問題があるかと思ひますけれども、かなり意図的な価格形成といふのが行われる可能性が強いのかという問題なんです。その点についてはどういふふうに考へていらっしゃいますか。

○山内政府委員 現先の価格を決めますにつきましては、まずそれ以外の一般取引に基づきますところの債券の市場価格、これを基礎にして決めておるわけでございます。現先も含めまして債券の全体の取引がすでに百兆を超えておる状態でございますので、したがひまして、いかに四社と申し

ましても、一般のたえば市場価格あるいは店頭市場の価格、こういったものに對しまして、その価格を左右するような大きな力はないのではないかと考へております。

現先価格は、先ほど申しましたように、そういう形で形成されました取引所価格または店頭の見合い相場、それを中心にしたしまして、一定の幅制限の範囲内で決めるということになつておりますので、そういう意味で、現先の価格そのものを特定の業者が操作するということとは、これはあり得ないことではなからうかというふうに考へます。

○佐藤(観)委員 株と違ひますから、その意味では若干私は公社債の場合には、攪乱要因といひますか、相場を指導する率といふのは確かに少ないと思ひますけれども、かなり現先市場の中に占める自己現先が多くなり、それが非常に四社に集中をしてゐるといういまの状況から考へますと、これはある程度現先市場、とりわけ自己現先についても、証券局としても十分私は注意深く見守つてゐる必要があると思ふのであります。その点だけをこの点については申し上げておきたいと思ひます。

もう一つは直取引の問題なものであります。これは株式の直取引というのは前から行われていたわけでありましても、これから金融機関が国債を直取引するといふことが十分起り得るわけ

ですね、これは法律的に別に禁止をされてゐるものではないし、起り得るわけでありま

そこで、一体証券局としては、市場を通さない直取引といふのが、株式についてはどのくらい、そして国債は始まつたばかりでありますけれども、国債についてはどのくらいあるのだからといふことについて、これはなかなか調べようがむずかしいのでありますけれども、注意深く觀察をされたことがございませうか。

○山内政府委員 仰せのとおり、従来は株についてそういう問題があるのではないかとということがあり、したがつて、それに対応するものとして、取引仕法を少しゆるめてはもらえないかという要望が出てきた記憶はございませう。債券については、まだそれほど具体的な数字としては私どもは耳にいたしておりません。ただ今後の問題といたしましては、御指摘のような懸念がなきにしもあらずという感じがいたします。

ただ、その数量が一体どのくらいか、こういうことになりま

と、これはもともと市場を通しておりませんし、私人間の債券の売買でございまして、私どもの方としては把握するに由ないという状態でございます。

○佐藤(観)委員 いまの行政の状況ではなかなか把握がしにくいということも、私もわからぬわけじゃないのですが、問題なのは、歴史的には株式が先に來てゐるものだから、株式の場合に市場を通さないで、これはどこまでかよくわかりませんが、銘柄によつては売買の七割近くが直取引でやられてゐるという証券会社の人もゐるわけですね。

なお、いま御指摘のございました、証券局において直取引の数量を把握するように考えろという

に五十年のわたりの年報を出た数多である。すけれども、よく調べてみると、上場している会社、たとえば名古屋に上場しても片方では東京にも上場しているというように、ほとんどが重複の上場をしている。実際に名古屋で商いが成立しない、それは東京へ持つてきて成立をさせて、そしてまた名古屋へ戻すというシステムになっておるわけですね。こういつたつなぎ取引というのが非常にふえているというふうに聞いているのでありますけれども、総売買高のうち、こういったつ

○山内政府委員　ちよつといま資料を持ち合わせ

ているものというのは投資家でありますから、そ

ういった意味では、一体投資家保護の観点から、この地方取引所の存在の意義というのを証券局としてはどういうふうにかんがえていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○山内政府委員 理論的に申せばお説のとおりだと思います。ただ、実際に申し上げますと、場外会費は地方取引所におきましては三億一千七百万ほど、それから重複の上場手数料が三億一千三百万でございますから、合わせて六億程度というものでございます。これに對しまして委託手数料の総数といふのは、六千四百億ほどでございますので、直ちに地方取引所のこの問題が解決すれば手数料が下がるというような性格のものではございません。

○佐藤(親)委員 確かに総額の中ではパーセンテージは低いと私は思うのです。ただ、ほとんどが場外の売買で成り立っているというのが一つの機構としてどんなものだろうか。一体証券局は、この地方証券取引所というものを今後どういうふうな方向に持っていくかというのか、それが私はどうもよくわからないのであります。その点についてお伺いしたいと思います。

○山内政府委員 お説のとおり、いろいろデメリットがあるのは事実でございます。しかしながら、一方やはり地方取引所はそれなりの使命がございまして、たとえば数は少のうございすけれども、それぞれの地方における単独上場銘柄が現にあるわけでございますし、それから、いずれは近いうちに単独上場をやりたいという動みでもって努力をしておる企業もあるということでございます。また、地方取引所の問題の解決の仕方いかんによりましては、地場の証券会社の経営の問題にも響いてくるという問題もございす。その辺のところがある程度のものでございせんことは、余り根本的な問題の結論は出しがたいというふうに思っております。

したがいまして私どもいたしましては、地方の取引所自身あるいは地元の産業界ないしは地場証券業者、そういったところから、いま御指摘の

ようないろいろな非合理的な問題についての解決策をどう考えていくかということの議論を盛り上げていただくというのが、問題の解決のまず最初であらうかというふうに考えております。

その一環といたしまして、最近全国証券取引所の理事長会でもってこの問題が議論され始めております。先ほど申しましたように、取引所自体だけでなく解決できる問題じゃございませんで、それ以外の地方の関係者の間においても同様の議論が展開されることが必要であらうかと思ひます。私どももいたしまして、そういう情勢を慎重に見ながら対処してまいりたいと思ひますが、先ほど申しましたようなやや複雑な問題を背景に抱えておりますので、余り短兵急な解決を求めるというのは無理かというふうに考えます。

○佐藤(親)委員 私も触れまじやうに、そこで関係している方々がいっぱいいるわけですから、こういう中で、直ちにそれを廃止しろとか何とかという短絡的な結論に至るものじゃないかと思うのでありますけれども、ひとつ十分この問題も研究してもらいたいと思ひます。

最後に、国債の銀行窓口販売というものが非常に大きな問題になって、大蔵省の中でも恐らくいろいろと検討しているのだと思ひます。が、きょうは余り本質的な問題をやる時間もありませんので、ちょっとだけ非常にマクロ的にお伺いしたいのであります。

都市銀行懇談会が要望をされているような、要するに証券会社と同じようなディーラー業務をやるという事です。仮定ですが、やるといたします。そういうことをいろいろ考えてみますと、銀行法にない、証取法のみが課しているいろいろな非常に重要な項目があるわけですね。私も若干調べてみたのであります。たとえば証取法の四十八条の禁止行為で、たとえば第二号で、「有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して当該有価証券について生じた損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為」、したがって、

キャピタルロスができたなら、たとえば銀行の窓口でその分は補てんしようなんというところは証取法上はできないわけですね。それから五十五条の報告または資料の提出命令及び検査、六十一条の引受人の信用供与の制限、それから六十二条の外務員の登録、こんなようなものは、私が見ただけでありますけれども、もし銀行でディーラー業務までやるということになると、この辺も改正をしないと、証券会社だけにかかって銀行は関係ありませんということにはならぬだろうと思ひます。

もっと細かく詰めていけば、一体ディーラー業務とはどういうものかといふいろいろありますけれども、証券会社と同じようなことになれば、証取法だけでもい言ったような法律の改正、つまり銀行の行動に枠をかける法律の改正が必要だと私は思ひます。つまり、いまは証取法だけの話でありますけれども、この銀行の国債窓口という問題が国会に出てくる場合には、公社債市場の育成の問題がどうだかといういろいろなそういう政策的な問題ももちろん議論があるわけでありまして、いずれにしろ、少なくとも証取法ではいま挙げた部分について法律改正をしなければできない問題ではないか。つまり単なる行政措置だけでは、法律改正がなければこのことは実現できない問題ではないかと私は思ひます。そのあたりが、そう理解しておいてよろしゅうございませうか。

○山内政府委員 御質問の都銀懇の要望書なるもの内容、私もまだしさいに検討いたしておりませんので、的確な答えがでないわけでございますけれども、いわゆる窓販そのものに關しましては、いま御指摘のような法律論争の問題以前に、やはりいわば広い意味での国債管理政策あるいはその裏側としての公社債市場の政策、そういうものをいかに考へるべきかという、まず政策問題が先行すべきものであらうかというふうに考へております。ややお答えになりませんが、私ども、いまの段階はその辺のところ、私ども

もは各局相互間で検討いたしておるということでございます。

○佐藤(親)委員 わかるのですよ。局長の言われることはわかるのですが、私は非常に重要だと思ひます。確かに一番重要なのは、一体公社債市場の育成に銀行窓販、窓販というのは、窓口で売だけの問題じゃないですか。既発債を一体どういうふうにするかという問題からディーラー業務の問題に入ってくるわけ、窓口で売るといふだけの問題ではないわけですね。窓販というのは、そういう意味で非常に重要な大きな課題なわけ、それは局長の言われるように、確かにそういう政策は、ひいては金融制度調査会で行っている金融制度のあり方、制度論としての問題も非常に出てくると思ひます。そういう背景を持つてくることは私は十分知つてゐるのです。知つてゐるのですが、少なくともそういう単なる政策論議だけじゃなくて、皆さんの方で詰めて結論がどうなるかわかりませんけれども、もし銀行がいま言われているようなディーラー業務までやるということになると、いま言つたような証取法がまず具体的にはひつかかってくる、対国会に對しては、形としては行政がどうやっていくかというこの質問はしますけれども、同時に、先走つた議論かもしれないけれども、法改正が当然必要になってくる問題ではないか。仮定のものとして答えて結構です。しかも証券局長としては、ディーラー業務の実態がどうなるかということ、あれしなれば、いま読み上げたような条文だけで済むかどうかというような問題もあつたから、なかなか答えにくいと思ひますが、仮定の問題としてでもいいですが、いま言われているようなことをあれすためには、いま政策論議は別としてです、単なる行政措置だけではなくて、最終的には法改正ということが必要になるということぐらいは答えられるのではないかと私は思ひます。

○山内政府委員 いわゆるバンクディーラーというものを頭に置きまして、それも公社債全般について

いてこれを行うというふうなことになりますれば、おっしゃいますように、現在それを前提といたしました法体系ではございませんので、いろいろな点で手直しを加えていかなければならぬ点があるいは出てきようかと思ひます。
 ○佐藤（親）委員 終わります。
 ○大村委員長 次回は、来る二十四日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
 午後七時五十九分散会

大蔵委員会議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四二	元	緩慢	誤	緩慢
五二	見積もりが額	見積もり額が		
五二	置に直す	置き直す		
三三	次算調整	決算調整		

同 第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五二	問題であう	問題であらう		
五三	破綻すること	破綻すること		
六二	末セ	ドル対策は		ドル対策には

